

## 箱根町地域情報化推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町地域情報化推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 町内の情報化推進に係る調査・研究を行うため、協議会を設置する。

### (調査・研究事項)

第3条 協議会における調査・研究事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町内の情報化推進に関すること
- (2) 町内の情報インフラ整備に関すること
- (3) その他必要な事項

### (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

- 2 協議会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会において、構成員の互選により選任し、再選を妨げない。
- 3 会長は、協議会の事務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、会長が招集する。
- 6 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (専門部会)

第6条 協議会に、特定の事項について調査・研究する専門部会を置くことができる。

(議事録)

第7条 協議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成して、保管しなければならない。

- (1) 開会の日時及び時間
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 議事の概要及びその結果
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例14号）第5条各号の非公開情報に該当する場合、又は会議を公開することにより公平かつ円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

2 会議の議事録及び資料は公表できるものとする。ただし、個人情報等には、十分留意して取り扱うものとする。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月30日より施行する。
- 2 箱根町地域情報化推進協議会設置要綱（平成14年12月4日施行要綱第9号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に任命されている構成員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。